



四條畷市と SSPJ 合同会社との幹線沿道まちづくりに関する連携協定書

四條畷市（以下「甲」という。）と SSPJ 合同会社（以下「乙」という。）は、幹線沿道まちづくりを推進するにあたり、公民の良好かつ円滑な連携などにより、周辺環境と調和し、持続的なまちづくりが効率的、効果的に進むよう、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、激変する社会経済情勢の中、甲と乙が相互の強みを活かした連携と協働により、公民による新たな価値の創造や企業や地域活動の活性化等を促し、もって、持続可能な都市経営を実現するため、四條畷市下田原地域において、国道163号の整備インパクトを活かした産業立地を促進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 産業立地の促進に関すること
- (2) 防災・減災など、地域の安全安心に関すること
- (3) 緑化回復など、環境に関すること
- (4) 社会・地域貢献などに関すること

2 甲及び乙は、連携・協働等による実施が有効な前項各号について、相互に情報や意見の交換に努めることとする。

また具体的な連携・協働の内容、推進方法、役割分担などについては、甲乙合意の上、別途、定めるものとする。

3 乙が協定にもとづいて、連携・協働等に取り組んだ結果、費用や債務等が発生したとしても、乙は甲には費用等の請求を行わない。

（協定の変更および解除）

第3条 本協定の履行に関し、特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、または解除することができるものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、四條畷市下田原地域における造成工事が完了し、エンドユーザーへの所有権移転が完了するまでの間とする。

(義務の継承)

第5条 乙の構成員に変更が生じたときは、速やかに甲に申し出るとともに、乙の一員として、本協定の履行にあたって生じた義務を継承させること。

2 乙が所有する事業用地の所有権をエンドユーザー等に移転させようとする場合には、あらかじめ本協定の趣旨を理解させた上で所有権を移転し、所有権移転が完了した場合には、ただちに本協定の履行に必要な義務などを継承させること。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。

ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月31日

甲 大阪府四條畷市中野本町1番1号
四條畷市

四條畷市長 錢谷 翔



乙

大阪府大阪市北区梅田2丁目2番2号
SSPJ 合同会社

代表社員 高橋 理枝





(別紙)

項目及び推進方法、役割分担など	
(1) 産業立地の促進に関すること	
内容	公民それぞれの強みを活かし、産業立地を促進する
推進方法など	○甲は、産業立地が円滑に進むよう、各管理者協議や開発許可申請等において、乙に対して、技術的助言などを行う。 ●乙は、産業立地が円滑に進むよう、甲の助言等を踏まえ、自らの判断により、各種協議や検討を推進するとともに、誠意をもって、地元等への説明を実施する。
(2) 防災・減災など、地域の安全安心に関すること	
内容	開発区域に関連する土砂災害特別警戒区域を解消する
推進方法など	○甲は、地域の安全安心の向上に向け、土砂災害特別警戒区域の解消等に関する各管理者協議等において、乙に対して、技術的助言などを行うとともに、公的機関等との協議を支援する。 ●乙は、土砂災害特別警戒区域の解消に向け、甲の助言や支援等をもとに、各種協議や検討を推進するとともに、誠意をもって、地元等への説明を実施する。
(3) 緑化回復など、環境に関すること	
内容	緑化回復
推進方法	○甲は、緑化回復や隣接する第1種低層住宅専用など周辺地域への環境負荷の低減に資するよう、環境等に関する各種協議において、技術的助言などを行う。 ●乙は、緑化回復、周辺地域への環境負荷低減に努め、甲の助言等を踏まえ、各種協議や検討を行うとともに、誠意をもって、協議結果を履行する。
内容	自然再生エネルギーの活用
推進方法	○甲は、自然エネルギーの活用に関し、乙に対し、情報提供を行うとともに、必要に応じ、技術的助言などを行う。 ●乙は、計画策定から工事完了まで、自然再生エネルギーの活用に関し、甲の助言、エンドユーザーの意見等を踏まえながら、積極的に検討する。
内容	カーボンニュートラルの推進
推進方法	○甲は、カーボンニュートラルの推進に寄与できるよう、乙に対し、情報提供を行うとともに、必要に応じ、技術的助言などを行う。 ●乙は、計画策定から工事完了まで、カーボンニュートラルの推進に寄与できるよう、甲の助言、エンドユーザーの意見等を踏まえながら、積極的に検討する。
(4) 社会・地域貢献に関すること	
内容	地域の意見の把握と社会・地域貢献の実現に向けた取組の推進
推進方法	○甲は、乙の企業活動を通じた社会・地域貢献の実現に向け、事業者の取り組み等に関する各種協議等が円滑に進むよう、技術的助言などを行う。 ●乙は、社会・地域貢献の実現に向け、地元説明などの機会を通じて、地域の意見把握に努め、甲の助言等を踏まえ、自らの判断により、社会・地域貢献に資する取組を推進する。

